

公告第178号
平成26年2月19日

中部アイティ産業健康保険組合
理事長 鈴木 勉

平成26年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について公告

健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬）の規定による当健康保険組合の平成25年9月30日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成26年度の平均標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

記

1. 平成25年9月30日現在の平均報酬月額 335,084円
2. 平成26年度における平均標準報酬月額 340,000円
3. 適用期間 平成26年4月1日から平成27年3月1日まで

以上